農林水産技術会議運営細則（案）

平成１３年　　月　　日
農林水産技術会議会長決定

農林水産技術会議の運営については、農林水産技術会議運営要領（平成１３年３月２８日技術会議決定）に規定するもののほか、この細則の定めるところによる。

１　事務局は、農林水産技術会議の会議（以下「会議」という。）の議事要旨を作成し、これを公開するものとする。

２　専門委員は、会長の求めに応じて会議に出席し、専門の事項について報告を行い又は意見を述べるものとする。

３　会長は、適当と認められる者に対して、会議への出席を求め、その説明又は意見の陳述を求めることができる。